

平成 16 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ピープルスタッフ株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 日比野 三吉彦  
[コード番号：2324]  
お 問 合 せ 先 常務取締役 佐々木 邦子  
電 話 番 号 052 - 953 - 5339

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 24 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的として、2. の要領に記載のとおり、当社および当社子会社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役および従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併もしくは会社分割を行う場合等、その他当社が必要と認める場合には、目的となる株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。

（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は 1 株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際する払込金額

払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引は成立していない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の最終価格（取引が成立しない日の場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員でなければならない。

(イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(ウ) 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。

(エ) その他権利行使に関する条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(イ) 新株予約権者が(7)の条件により権利を喪失した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、その場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後、一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

以上

【お問合せ先】 経営企画室：塩谷 電話番号 052-953-5339